

## 「責任ある機関投資家」の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）の受入れについて

2020年9月30日

J A 共済連は、2015年5月に『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の受入れを表明いたしました。

2020年3月に《再改訂版スチュワードシップ・コード》が公表されたことを受け、公表項目を以下のとおり更新しました。

**【原則 1】 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

J A 共済連は、投資先企業やその事業環境に関する理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮を深めることに努め、対話等を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的な成長を促すことを目的として、スチュワードシップ責任を果たすための活動を行っていくことが、ご契約者さま等の中長期的な利益に繋がると考えております。

**【原則 2】 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

J A 共済連は、ご契約者さま等の利益を不当に害することのないように、利益相反にかかる管理方針を定めております。

スチュワードシップ活動において利益相反が生じる可能性のある局面としては、大口の融資先企業への議決権行使の場合が想定されますが、議決権行使における賛否判断のプロセスは株式運用担当部署で完結しております。

また、利益相反管理部門において利益相反管理の観点から確認を行うことで、利益相反の防止に努めます。

[・利益相反管理方針の概要について](#)

**【原則 3】 機関投資家は、投資先企業の持続的な成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

J A 共済連は、投資先企業の企業価値向上や持続的な成長について、財務面（事業戦略、業績動向など）および非財務面（経営方針・計画、競争優位性、マネジメント、ESG 要素など）を総合的に評価した上で選定・投資しており、投資先企業の評価の妥当性を随時確認するため、情報収集活動、企業面談、施設見学などを通じ、投資先企業の事業環境や業績動向を継続的に把握するよう努めます。

**【原則 4】 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

J A 共済連は、運用収益の向上のため、投資先企業の企業価値向上や持続的な成長に変化を与える経営課題等について、投資先企業との面談等を通じ把握するとともに、当該認識の共有化を図り、問題の改善に努めます。

**【原則 5】 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

J A 共済連は、上記原則 4 に沿った活動を展開する中で、投資収益の向上の観点から議決権行使方針を定め、議決権の行使を行っております。

議決権行使結果につきましては、議案の主な種類ごとの整理・集計に加えて、不賛同となった事例等を定期的に公表します。

なお、個別の議決権行使結果の公表については、透明性の向上の観点から有効な方法の一つと考えられますが、中長期的な投資を前提としている J A 共済連としては、投資先企業の持続的な成長を促す活動を行う上で投資先との建設的な対話等に影響し、結果としてご契約者さまの利益に繋がらない可能性があると考えられることから、公表は見送っております。

**【原則 6】 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

J A 共済連は、議決権行使など、スチュワードシップ活動状況についてホームページにて定期的に公表いたします。

**【原則 7】 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

J A 共済連は、投資先企業の持続的成長に資するよう、サステナビリティの考慮に基づき、適切な活動を行うため、専門性の高い人材の育成を推進し、またスチュワードシップ活動について定期的に自己評価を実施し、スチュワードシップ活動の継続的な向上に努めます。